様式第一（第三条関係）（平28経産令66・全改、令元経産令17・令２経産令92・一部改正）

第一種特定原産地証明書発給申請書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿殿

発給申請者
（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は名称(和文)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は名称(英文)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（注２）連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（注１）代表者の氏名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「同法」という。）第３条第１項の規定により、次のとおり第一種特定原産地証明書の発給を申請します。

また、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たっては、同法施行規則第６条第３項の規定により、同条第２項第１号の第一種特定原産地証明書への英語による必要事項の記入及び同項第２号の第一種特定原産地証明書への署名を行うことを求めます。

→　下線部について、自ら行う場合は、それぞれの欄に×印を記入すること。

［□第一種特定原産地証明書への英語による必要事項の記入
□第一種特定原産地証明書への署名］

①本発給申請に係る経済連携協定の名称

②輸入者等に関する事項（注３）

輸入者又は荷受人名	住　　所（注４）	原産地証明書への記入
（英文）	（英文）	可／否

③貨物運送詳細に関する事項

積込日	※積込地	※経由地	※最終仕向地	※船名／便名
	（英文）	（英文）	（英文）	（英文）

④申請に係る物品に関する事項

No.	ＨＳコード（６桁）	品名（英文）等	数量及び単位	仕入書番号(注５)	仕入書日付(注６)

⑤第三国に所在する者が作成する仕入書（商業インボイス）に関する事項（注７）

No.	仕入書番号	仕入書作成者名	仕入書作成者住所（注４）

⑥生産者に関する事項（注８）

No.	生産者名	住　　所	※連絡先（注２）	原産地証明書への記入
	（和文）	（和文）		可／否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可／否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		

	（英文）	（英文）		可／否
	（和文）	（和文）		可／否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可／否
	（英文）	（英文）		

⑦申請物品生産者に関する事項（注９）

No.	申請物品生産者名	申請物品生産者の住所

＜記入要領＞

（注１）代表者から委任を受けた者が発給申請する場合には、その氏名及び役職を記入すること。

（注２）現に利用可能な電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスのうち、一つ以上を記入すること。

（注３）経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「日メキシコ協定」という。）及び経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「日ペルー協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合は、輸入締約国に所在する者であって、輸入締約国に物品を輸入する者を記入すること。日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「日スイス協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合のみ、第一種特定原産地証明書へ記入の可否を選択することができるため、「可」又は「否」のいずれかに「○」印を付加すること。

（注４）国名も記入すること。

（注５）日スイス協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合は記入しなくてもよい。

（注６）日メキシコ協定及び日スイス協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給

申請の場合は記入しなくてもよい。

(注７)物品を輸入締約国に輸入するための仕入書（商業インボイス）を第三国に所在する者が作成する場合に記入すること。発給申請時に不明の場合は、「不明」と記入すること。

(注８)日メキシコ協定及び日ペルー協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合のみ記入すること（ただし、発給申請者と生産者が同一の場合には、「生産者名」の「(和文)」欄に「発給申請者と同じ」と記載すること)。なお、当該情報については、第一種特定原産地証明書に記入しないことを選択することができるため、「可」又は「否」のいずれかに「○」印を付加すること（ただし、「否」を選択したとしても、メキシコ税関当局又はペルー関係当局からの要請があれば、生産者の同意を得た上でこれら当局に提供する場合があるので、その旨留意すること)。

(注９)同法第３条第３項の規定により、物品が特定原産品であることを明らかにする資料を生産者が直接提出した場合のみ記入すること。

＜備考＞

・※印の欄は、不明の場合は記入しなくてもよい。

・④～⑦については、必要に応じて記入欄を追加し、第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする物品それぞれに係る記入項目が特定できるよう、「No.」欄に通し番号を付すこと。

・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。